

令和7年度 神戸ビジネスプログラム運営業務委託にかかる公募要領

1 業務の名称

令和7年度 神戸ビジネスプログラム運営業務委託

2 業務概要

(1) 目的

神戸経済の持続的な成長を目的として、行政・地域の課題解決や地元企業の高付加価値化を達成していくために、イノベーションを起こし得る企業・スタートアップ等を国内外から呼び込み、課題解決の担い手とすることや、地元企業との協業を進めていく必要がある。本事業では、市内企業やスタートアップが抱える課題を解決するため、新たなビジネスの立ち上げにかかる必要なサポートを提供し、解決と社会実装を図る。

(2) 委託契約期間

契約締結の日から 2026 年 3 月 31 日まで

(3) 業務内容

別紙「令和7年度 神戸ビジネスプログラム運営業務 委託仕様書」のとおり

(4) 委託契約金額（上限）

金 25,000,000 円（消費税・地方消費税含む）

3 応募資格

次に掲げる要件のすべてに該当する団体であること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立または民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生または再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力でないこと。
- (8) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (9) 共同企業体による応募の場合、代表者及び構成員が上記(1)から(8)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

4 スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| (1) 公募開始 | 2025 年 2 月 17 日（月曜） |
| (2) 参加申請関係書類・質問票提出期限 | 2025 年 3 月 4 日（火曜）17 時必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 2025 年 3 月 10 日（月曜） |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限 | 2025 年 4 月 2 日（水曜）17 時必着 |
| (5) 選考審査会 | 2025 年 4 月上旬予定 ※詳細は別途参加申込者に通知 |

- (6) 選定結果通知 2025年4月上中旬予定
(7) 契約締結・業務開始 2025年4月下旬～5月上旬予定

5 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請書類の提出

- ア. 受付期間 2025年2月17日（月曜）～2025年3月4日（火曜）17時まで
イ. 提出方法 本要領9に記載のメールアドレスに電子データで提出
ウ. 提出書類
①参加申込書（様式1号）
②参加資格確認書（様式2号）
③団体概要（様式3号） ※直近事業年度の会社概要，パンフレット等も可
④神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式4号）
⑤共同企業体結成届出書（様式5号）（共同企業体による参加申込の場合のみ）
※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について上記③④を提出すること

(2) 質問の受付

- ア. 受付期間 2025年2月17日（月曜）～2025年3月4日（火曜）17時まで
イ. 提出方法 質問票（様式6号）に必要事項を記載し、本要領9記載のメールアドレスに電子データで提出。なお、電話等による質問は受け付けない。
ウ. 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の情報については公表しない。
エ. その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(3) 企画提案書・見積書の提出

- ア. 受付期間 2025年2月17日（月曜）～2025年4月2日（水曜）17時まで
イ. 提出方法 本要領9記載の担当部署へ郵送及びメールアドレスに電子データで提出
ウ. 提出部数 紙（6部）及び電子データ（PDF ファイル）
エ. 提出書類
①企画提案書（様式不問、A4サイズ）
下記項目について必ず記載すること。また、下記以外の独自提案については、場合によっては審査上の加点事項とする。
a. 事業実施提案
別紙委託仕様書に記載している項目について必ず記載すること
b. 業務を遂行するための体制
指揮命令系統がわかり、業務の管理責任者が明示されていること
c. 同種業務の実績
②見積書（様式自由）
③その他補足資料（任意、様式自由）

6 事業者の選定

(1) 提案審査会の開催

- ア. 日付 2025年4月上旬予定 ※詳細は応募者に別途通知
イ. 場所 三宮ビル東館内

(2) 選定方法

- ア. 事業者選定にあたっては、審査員が、応募者によるプレゼンテーションの内容に対して審査を行う。
- イ. 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。
- ウ. 参加申込企業が1者の際は、プレゼンテーションは実施せず、企画提案書等を基に審査を行い、各審査員の採点の合計点が60%以上の場合は契約の相手方の候補者とする。
- エ. 評点については、各審査員の採点による点数が高い順に、審査員ごとに順位点を1位は1点、2位は2点と付け、順位点の合計が最も少ない提案者を契約の相手方の候補者とする。
- オ. 各審査員の合計点の平均が最も高い応募者が複数あった場合は、内容点のうち「I 事業目的達成に向けた内容・手法・工夫」の項目における各審査員の採点の合計点が高い提案者を上位とする。
- カ. 評価の視点は以下のとおり（別紙参照）
 - ① 事業目的達成に向けた内容・手法・工夫【70%】
 - ② 事業実施体制【20%】
 - ③ 地元企業に対する優先的取り扱い【10%】
- キ. 契約にあたっては、候補者との協議が整わない場合は、順位点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。

(3) 選定結果の通知及び講評

2025年4月上中旬を目途に、本市ホームページ上に公表するとともに、応募者全員に結果を通知する。ただし、審査の内容等に関する問い合わせは受け付けない。

7 契約の締結

- (1) 提案審査会における最優秀提案者と契約締結の協議を行う。なお、候補者の辞退や協議が整わない等の場合は、順位点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する。
- (2) 契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。

8 その他

- (1) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (3) 提出された書類については、審査・選定以外の目的に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となるため、了承のうえ提出すること。
- (4) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式7号）」を本要領9記載の担当部署まで持参または郵送にて提出すること。
- (5) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることを表明すること。採用決定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の提案者と契約を締結する場合がある。また、提案書に虚偽の記載をしたものは、当該業務の提案書を無効とする。
- (6) 本委託契約は 令和7年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行う。予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約締結をしないことがある。

9 提出先、問い合わせ先

神戸市経済観光局新産業創造課

住所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 8階

E-mail：shinsangyosozo@office.city.kobe.lg.jp

(別紙)

評価項目

評価項目	採点基準	配点
I 事業目的達成に向けた内容・手法・工夫		210
新事業開発に関するセミナー、ワークショップ等の実施	参加企業が新事業創出にあたっての必要な知識の習得や、取り組む課題やテーマを明確化できるようなセミナー、ワークショップとなっているか。	80
審査・評価の実施	参加企業が適切な評価・アドバイスを受けられるよう、新事業開発に精通している審査員が配置されているか。	20
個別サポートの実施	具体的な支援内容やサポート体制が整備されているか。	40
情報発信・広報	多くの市内企業・スタートアップ等が参加できる広報展開が提案されているか。また、参加企業にとってメリットのある対象への発信手法が提案されているか。	70
II 事業実施体制		60
事務局体制・役割	本事業遂行にあたり、新事業開発やマーケティングに精通しているプログラムマネージャーが配置されているか。運営体制は整備されており、スタッフも十分に配置されているか。	45
実績	本市や他都市において、類似事業に対する実績を有しているか。	15
III 地元企業に対する優先的取り扱い		30
地元企業	地元企業（本社所在地が神戸市内） 30点（満点） 準地元企業（支店等が市内にある）20点 アンカー神戸に拠点を有する企業（会員企業） 15点 ※なお、アンカー神戸に拠点を有する場合は、委託契約期間において拠点継続していることを条件とする。 ※共同企業体で参加する場合は、構成員となる全企業において判断をし、その平均点を加算（小数点第1位四捨五入）	30
合計		300